

## 政令番号178 1,2-ジクロロプロパン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成25年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	4.8E+4			48,430.0	9.8E+1		98.0	48,528.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	2.5E+1			25.0				25.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	1.1E+2	1.7E+1		127.3		1.0E+4	10,380.0	10,507.3
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	1.7E+2			170.0		4.7E+2	470.0	640.0
28	兵庫県	6.0E+0			6.0		3.0E-1	0.3	6.3
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	3.4E+1	1.1E+2		144.0				144.0
34	広島県								
35	山口県	4.0E+2			400.0		1.9E+5	190,000.0	190,400.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県						7.3E+5	730,000.0	730,000.0
39	高知県								
40	福岡県						1.0E+4	10,000.0	10,000.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		4.9E+4	1.3E+2		49,302.3	9.8E+1	9.4E+5	940,948.3	990,250.6

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。